金第１０２２号

令和４年４月４日

大阪府知事登録貸金業者　様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

成年年齢引下げ後の若年者向け貸付けに関する報告について

本年４月に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳、19歳の若年者（以下「若年者」とする。）が積極的に社会の中で主体的な役割を果たし、社会に大きな活力をもたらすことが期待されています。一方、親の同意を得ることなく有効な貸付けの契約を締結できるようになることから、若年者が過大な債務を負わないよう、特段の配慮をすることが重要となります。

そのため、若年者に対する貸付けの適切な運営を確保するために必要があると認められることから、貸金業法（以下「法」という。）第24条の６の10第１項の規定に基づき、別添の報告様式により報告を求めることとしましたので、下記の要領でご提出をお願いします。

記

１．報告を求める事項

1. 【18、19歳】消費者向け無担保貸付け（極度方式基本契約を除く）の件数、

人数、残高等

1. 【18、19歳】極度方式基本契約のみの件数、極度額等

※①、②いずれも、令和４年４月から令和５年３月末までの状況についてとする。

２．提出要領

　　若年者向け貸付けを行わない者は提出不要とする。ただし、今後、令和５年３月末までの間に若年者向け貸付けを行った場合は、別添様式を３.の提出期限内に提出することとする。

裏面に続く

３．提出期限

　　令和５年３月末までの状況について、月末時点の計数を翌月20日までに報告する。

※提出がない場合又は虚偽の報告を行った場合、法第24条の6の4の規定により行政処分の対象となるほか、

法第48条の規定により1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科されることがあります

ので、必ず提出してください。

４．提出先及び問い合わせ先

　　大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 貸金業対策グループ

　　大阪市住之江区南港北１―１４－１６

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）２５階

　　電話：０６－６２１０－９５０６